

### 広島県公安委員会規程第3号

広島県公安委員会の文書等の管理に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年2月26日

広島県公安委員会

委員長 西野 泰 代

#### 広島県公安委員会の文書等の管理に関する規程の一部を改正する規程

広島県公安委員会の文書等の管理に関する規程（平成14年広島県公安委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 この規程は、広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の公文書の処理その他の公安委員会の文書等の管理に関して必要な事項を定めることにより、文書等の適正な管理を確保し、もって事務の適正かつ能率的な遂行に資することを目的とする。</p> <p>(保有文書等) 第5条 略 (1) <u>広島県公安委員会運営規則（昭和29年広島県公安委員会規則第10号）第2条第4項又は第5項の規定に係る文書等</u> (2) <u>広島県公安委員会運営規則第10条に規定する会議記録（公安委員会の会議に提出された文書等であって、公安委員会が会議記録と併せて保有することが必要と認めたものを含む。）</u> (3)～(5) 略 2 略</p>	<p>(目的) 第1条 この規程は、<u>広島県公安委員会運営規則（昭和29年広島県公安委員会規則第10号。以下「規則」という。）第12条の規定による</u>広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の公文書の処理その他の公安委員会の文書等の管理に関して必要な事項を定めることにより、文書等の適正な管理を確保し、もって事務の適正かつ能率的な遂行に資することを目的とする。</p> <p>(保有文書等) 第5条 略 (1) <u>規則第2条第4項又は第5項の規定に係る文書等</u> (2) <u>規則第10条に規定する会議記録（公安委員会の会議に提出された文書等であって、公安委員会が会議記録と併せて保有することが必要と認めたものを含む。）</u> (3)～(5) 略 2 略</p>

#### 附 則

この公安委員会規程は、令和8年4月1日から施行する。